

健康診断受診料助成事業交付要綱

令和8年3月31日 制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）に所属する会員事業者が、勤務する運転者に労働安全衛生法で義務付けされた健康診断を当該年度に受診させた場合に、その受診料の一部を助成することをもって、トラックドライバーの健康起因による交通事故防止を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、兵ト協会員の県内事業所に在籍している選任運転者とする。

(交付額及び上限人数)

第3条 受診料に係る交付額は、1人1回につき2,000円とし、1会員あたりの助成上限人数は200名とする。

なお、原則として1人、年1回の助成とするが、深夜業務従事者（午後10時から午前5時）に限り年2回を上限とする。

(助成金申請書の提出及び申請期間等)

第4条 会員は、事業の完了後速やかに「健康診断受診料助成金申請書（様式1）」に「健康診断受診者名簿（様式2）」及び受診料の支払いが確認できる書類（請求書の写し及び領収書の写し等）を添付し、兵ト協に提出する。

2 申請期間は、別に定める。ただし、助成限度額（予算）に達した場合は、締切日前であっても、受付を終了する。

(助成金の交付)

第5条 兵ト協は、前条の「健康診断助成金申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し、内容が適正と認められたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。